

八戸市農業委員会 6 月総会議事録

日時：令和5年6月12日（月）午後1時30分

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員

農業委員 18 名中 17 名

1 番 加藤 浩幸 出	2 番 木村 武美 出	3 番 澤向 敏一 出	4 番 三浦 豊 出
5 番 馬場 豊 出	6 番 阿達 福壽 出	7 番 内沢 豊 欠	8 番 籠田 悦子 出
9 番 長根 昭男 出	10 番 赤坂 英夫 出	11 番 狛守 文宏 出	12 番 松橋 剛志 出
13 番 中村 正記 出	14 番 西野 茂雄 出	15 番 明戸 政勝 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 谷地 秀典 出	18 番 （欠員）	19 番 村上 正憲 出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 20 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 田名部 浩 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 田中 忠二 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 橘 由正 出	14 番 梅津 孝敏 欠	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 高橋 政典 出
17 番 大倉 喜八郎 欠	18 番 金谷 由松 出	19 番 坂 文雄 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 森 庄次郎 出	22 番 森 光男 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農地GL）中里 紀文、 農政GL 山崎 真史、
主幹 柏村 幸、主事 若佐谷 龍太、主事 宮本 朋佳

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
会長	はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
松橋事務局長	事務局の松橋から御報告いたします。 本日は、内沢農業委員、大倉推進委員、梅津推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。
松橋事務局長	それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。 唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。
会長職務代理者	私達委員になって 35 回目の憲章になります。あと今日と次回の総会だけになりますので、元気よく今日も唱和をよろしくをお願いします。 【憲章唱和】
松橋事務局長	ありがとうございました。 それでは、会長、よろしくお願いいたします。
会長	本日は、お忙しい中を御出席頂きましてありがとうございます。先月 30 日、31 日と全国農業委員会会長大会に出席し、その他にも国会議員への要請活動を行って参りました。農家の飼料高騰や肥料の高騰等、農家はそのようなものを作物の値段に反映できないという所の不条理さを訴えました。食糧安全保障は、農家だけの問題ではなくて、国民全体として考えていかなければならないのではないかと、どの業界も同じですが、後継者不足、担い手不足が深刻であるということと、農家の成り手が無いというのは何と言っても収入、所得のアップ

が鍵になっているということ、そして、所得アップしていくことによって結婚にも結び付いてくるでしょうし、少子化対策にもなるという話もして参りました。神田先生とは、夜時間を取っていただきまして、色々な話をしましたけれども、印象としては、今本当に仕事が楽しくやりたいことがあって一生懸命活動していらっしゃるなという印象を受けて参りました。これからが楽しみだなと思いながらいろんな話をさせて頂きました。岸田派になるそうですので、総理の頭の中まで私達は理解できませんから、丁寧な説明をお願いしたいということも伝えて参りました。田植えの忙しい中でしたけども、東京に行って参りました。それでは今日も、本日の議事につきましても、慎重に御審議いただきますよう宜しくお願いいたします。

会長

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、17番 谷地 秀典 委員、19番 村上 正憲 委員両氏を指名いたします。

日程第 2
会長

次に、日程第 2、議案第 26 号、令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

中里 G L

それでは、事務局の中里から、令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について御説明いたします。資料は、A 4 縦で右上に総会資料別冊と記載された両面印刷のものとなります。失礼ながら、着座にて説明させていただきます。

資料の表紙をめくりまして、1 ページを御覧願います。令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表でございまして、昨年度 1 年間の実績について確認するものとなっております。

I、農業委員会の状況については、本年、令和 5 年 4 月 1 日現在の状況を記載しております。

1、農業委員会の現在の体制については、令和 2 年 7 月及び 8 月に改選となりました現体制の農業委員・農地利用最適化推進委員の状況を記載しております。

次に、2、農家・農地等の概要については、主に 2020 年・令和 2 年の農林業センサスに基づいて記載しております。

2 ページを御覧願います。

II、最適化活動の実施状況について御説明いたします。

1、最適化活動の成果目標の（1）農地の集積でございまして。

①現状及び課題は、管内の農地と集積面積及び集積率を記載しております。

次に、②目標の表 3 行目に、「今年度末の集積面積（累計）(D)」を 3,840ha、「(目標) 今年度末の集積率」を 80%としておりました。

その目標に対する達成状況は、その下の③実績の表 2 行目「今年度末の集積面積（累計）」が 923.9ha となったことから、「目標に対する達成状況」は、その下の 3 行目にあるとおり 24.1%となりました。

この結果を持ちまして、その下の農業委員会の点検結果は、「目標の 4 分の 1 程度を達成することができた」としております。

次に、(2) 遊休農地の発生防止・解消、については、①現状及び課題に、遊休農地の状況を記載しております。

次に、②目標として 「ア、既存遊休農地の解消」の「a 緑区分の遊休農地の解消」の表の2行目、「緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)」を、8.18haとしておりました。

3ページに参りまして、先ほどの目標に対し、③実績 ア、既存遊休農地の解消の表中、「今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)」は、3.7haとなったことから、「今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)」は、その下の行にあるとおり44.7%となりました。

従いまして、その下、ページ中段付近にございます、農業委員会の点検結果は、「目標の半分程度を達成することができた」としております。

次に、(3) 新規参入の促進、については、①現状及び課題に新規参入者の現状と課題を記載しております。

次に、その下の表に、②目標として表の2行目に、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)」を7.14haとしておりました。

次に、4ページを御覧願います。ページ上段の③実績でございますが、先ほどの目標に対し、実績はありませんでしたので、農業委員会の点検結果は、「目標を下回る結果となった」としております。

次に、2、最適化活動の活動目標の(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、1人当たりの活動日数を月6日としておりました。

次に、(2) 活動強化月間の設定については、①目標として、年3回としておりましたが、②実績は、その下の表のとおり、年2回となりました。

次に、5ページを御覧願います。

(3) 新規参入相談会への参加についてですが、①目標の年1回に対し、②実績は開催実績無し、となりました。

その結果、目標の達成状況の評語は、「目標をやや下回る結果となった」となりました。

次の 6 ページのⅢ、事務の実施状況については、令和 4 年度の総会の開催実績や、農地法に基づく許可事務等の処理件数を取りまとめて、記載したものですので説明は省略させていただきます。

最後になりますが、この作成しました内容を御承認いただき、併せて市ホームページに掲載することにより、公表することについて御承認いただきたく存じます。

なお、公表した後、八戸市長、青森県知事、（一社）青森県農業会議に報告することになっております。

以上で、令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についての説明を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 3

次に、日程第 3、議案第 27 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

磯嶋委員

磯嶋から報告いたします。去る5月30日、寺沢農業委員と市庁本館4階会議室Bにおいて、番号13番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。

3条13番

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

はじめに、この申請案件の態様別について説明いたします。遺贈とは、遺言者の財産について、遺言により法定相続人に相続させること及び法定相続人以外の者に贈与することで、包括遺贈と特定遺贈があります。包括遺贈とは、財産を特定せずに、その全部又は指定した割合により遺贈することで、特定遺贈とは、財産を個別に特定して遺贈することです。農地法での取り扱いについては、包括遺贈の場合は、財産を受ける者が法定相続人であるか法定相続人以外の者であるかにかかわらず権利移動に係る3条許可は不要、特定遺贈の場合は、財産を受ける者が法定相続人であれば権利移動に係る3条許可は不要、法定相続人以外の者であれば権利移動に係る3条許可が必要となります。この案件については、法定相続人以外の者への特定遺贈であったことから、3条許可申請されたものとなります。また、遺言執行者と受人は同一人物です。

それでは、調査した内容について報告いたします。調査には、本人が出席しました。両者の関係は、遺言者と受人は兄弟です。態様別は、特定遺贈です。申請理由は、両者ともに遺言執行のためで、受人は新規就農となります。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、大根、白菜、キャベツ、ブロッコリー、ネギ、じゃがいも等です。受人は65歳以上ですが、従兄弟が後継者としております。申請者の過去3年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約50m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地あります。農業経験はなしで、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女2人で、すべて農業専従者です。その他労働力として、親族2名の協力を得られるとのこと。農機具保有状況は、トラクター1台を所有しており、薬剤散布機1台を導入予定とのこと。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

河原木委員

河原木から報告いたします。去る5月30日、木村武美農業委員と市庁本館4階会議室Bにおいて、番号14番を調査してまいりました。

3条14番

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、梅です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人は令和3年8月に規模拡大のため畑を取得しております。通作距離は約10m、耕作道はありませんが、世帯員等の所有農地を通じて耕作可能とのこと。受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地ありです。農業経験は15年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女1人で、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、トラクター、管理機、動力噴霧機、各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

次に、日程第 4、議案第 28 号、令和 5 年度第 3 号八戸市農用地利用集積計画

会長

の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から、議案第 28 号、令和 5 年度第 3 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の 3 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借 8 件、使用貸借 1 件の計 9 件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手 6 名、貸し手 9 名で、利用権設定面積は、合計 163,106 ㎡でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積 1 番

番号 1 番、利用権の種類及び内容は、にんにくを作付けするために、2 年 6 か月間賃貸借するもので、賃借料は年間総額 1,087,500 円でございます。

利用集積 2 番

番号 2 番、利用権の種類及び内容は、大豆を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 5,000 円でございます。

利用集積 3 番、4 番

番号 3 番から番号 4 番までは同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、長いもを作付けするために、番号 3 番は 1 年間、番号 4 番は 5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 3 番は年間総額 436,000 円、番号 4 番は年間総額 100,000 円でございます。

番号 5 番から資料 4 ページの番号 9 番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用集積 5 番～6 番	番号 5 番から資料 4 ページの番号 6 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、9 年 11 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 7,600 円でございます。
利用集積 7 番～8 番	番号 7 番から番号 8 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、長いもを作付けするために 9 年 11 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 7 番が年間総額 30,000 円、番号 8 番が年間総額 80,000 円でございます。
利用集積 9 番	番号 9 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付するために 5 年間使用貸借するものでございます。 公告年月日は、令和 5 年 6 月 16 日を予定しております。 以上、説明を終わります。
会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。 委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御異議なしと認めます。 よって本案は承認することに決しました。
日程第 5 会長	次に、日程第 5、報告第 23 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告を

お願いいたします。

宮本主事

事務局の宮本から御報告いたします。この案件は、相続等届出の5月分でございます。資料の5ページをお開き願います。

相続等 54 番～64 番

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料5ページの番号54番から資料8ページの番号64番までの計11件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、いずれも無しとなっております。いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第6

会長

次に、日程第6、報告第24号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第7、報告第25号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

若佐谷主事

事務局の若佐谷から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条及び5条農地転用届出の6月分でございます。

はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の9ページを御覧願います。

	申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
4条6番	番号6番、転用目的は貸駐車場、居宅1棟、事務所1棟建築でございます。 続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の11ページをお開き願います。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5条30番～32番	番号30番、番号31番、番号32番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条33番、34番	番号33番、番号34番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条35番	番号35番、転用目的は家庭菜園でございます。 次ページを御覧願います。
5条36番	番号36番、転用目的は貸駐車場、居宅1棟、事務所1棟建築でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第8	次に、日程第8、報告第26号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。
会長	それでは、事務局から報告をお願いいたします。
宮本主事	事務局の宮本から御報告いたします。この案件は、18条合意解約の5月分でございます。資料の15ページをお開き願います。賃貸人及び賃借人の住所、氏

18 条 7 番、 8 番

名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

番号 7 番と番号 8 番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和 5 年 6 月 16 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後 2 時 30 分)